

ご利用
ください

高齢者・障がい者 福祉サービス

平成28年度分の受け付けを3月25日(金)より開始します

福祉タクシー料金の助成

高齢者

介護認定を受けられた高齢者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成します。

対象者

市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれにも該当する方

- ① 介護保険法で要介護認定、要支援認定を受けた方または、基本チェックリスト該当者で、医療機関や介護サービス事業所などへの移動が必要な方のいずれか
- ② 介護保険施設などに入所していない方
- ③ 自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
- ④ 心身障がい者福祉タクシー料金の助成を受けていない方

利用券の交付枚数

年間24枚

助成金の額

基本料金および迎車回送料金に相当する額

申請に必要なもの

◎介護保険被保険者証

◎障がい者手帳(身体、療育、精神)
※手帳の交付を受けている方に限ります。

▼申請・問い合わせ先

市役所介護高齢課
(内線172、173)
十四山支所地域福祉グループ
☎5212111

障がい者

心身に障がいをお持ちの方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成します。

▼対象者

市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方、高齢者等福祉タクシー料金助成を受けている方は除きます。)

- ① 身体障がい者手帳1級〜3級の方
- ② 療育手帳A、B判定の方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級、2級の方

▼利用券の交付枚数

年間48枚

▼助成金の額など

区分		利用可能枚数	助成額	
一般タクシー		1回の乗車につき2枚まで	1枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)および迎車回送料金 2枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで	
リフト付き タクシー など	車椅子	1回の乗車につき1枚	1,500円	ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、実際に要した額
	ストレッチャー		2,000円	

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成については、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

▼申請に必要なもの

障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼申請・問い合わせ先

市役所福祉課
(内線162、163)
十四山支所地域福祉グループ
☎5212111

給食サービス

高齢者や重度の障がい者の方に、自宅へのお弁当の配達サービスまたは総合福祉センター内喫茶室においての食事代の一部を助成します。

▼対象者

市内に住所を有する高齢者(おおむね65歳以上の方)または重度の障がい者(身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級)で、次のいずれかに該当する方

- ① 高齢者のみの世帯
- ② 重度の障がい者のみの世帯
- ③ 高齢者と重度の障がい者のみの世帯

▼実施内容

次のどちらか一つの方法を選び申請してください。
なお、実施方法の年度内の変更はできません。

- ① 自宅へお弁当を配達
日曜日から土曜日(週7回まで)の昼食時に、自宅にお弁当が配達

4月より新しい事業・法律がスタートします。

介護予防・日常生活支援 総合事業

2025年には、団塊の世代が75歳を迎えるなど高齢化が進展していく中、要支援者または要支援者になる恐れのある方の多様な介護予防・日常生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、新しい総合事業が始まります。

これに伴い、要支援者の方の介護予防訪問介護・介護予防通所介護について、全国一律の予防給付サービスから新しい総合事業に移行します。また、これまでと同様のサービスに加え、多様な担い手による新たなサービスが提供されます。

●「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスを利用できる方

- ① 要支援1・2と認定された方
- ② 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された方

※40〜64歳の方(第2号被保険者)は、基本チェックリストではなく、要介護認定の申請を行います。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、要支援者の多様なニーズに要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様な担い手による、多様なサービスを提供し、皆さんの重症化を予

障害者差別解消法

障がいのある方への差別をなくすための基本的な事項や対応方法などについて定めた障害者差別解消法が平成28年4月から始まります。この法律は障がいのある方もない方も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指して制定されました。

法律では「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」が禁止されます。どういことが差別になるかをきちんと判断できる物差しを法律で定めることで、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

●不当な差別的取り扱い

例えば、「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障がいのない方と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取り扱い」であると考えられます。ただし、ほかに方法がな

●合理的配慮をしないこと

聴覚障がいのある方に声だけで話す、視覚障がいのある方に書類を渡すだけで読みあげない、知的障がいのある方にわかりやすく説明しないことは、障がいのない方にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある方には情報を伝えないことになります。

障がいのある方が困っている時にその方の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といえます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障がいのある方に「合理的配慮をしない」とも差別となります。

障害者差別解消法についての詳しい内容は、内閣府ホームページをご覧ください。
内閣府ホームページ(障害を理由とする差別の解消の推進)
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

▼問い合わせ先 市役所福祉課

(内線162・163)

されます。その際、配達業者に一食につき300円をお支払いください。

※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方につきましては、今回は申請の必要はありません。

②総合福祉センター内喫茶室において食事などをするときの利用券

1か月当たり1,000円分(200円×5枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをしていただきます。なお、1日に使用できる枚数は1枚(200円)ですので、差額分については各自負担してください。

▼申請に必要なもの

◎高齢者の方は、介護保険被保険者証

◎障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼その他

総合福祉センター内喫茶室において利用券で食事などをされる方は、本人確認のため福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを同時に提示してください。

▼申請・問い合わせ先

市役所介護高齢課
(内線172、173)
福祉課(内線163、164)
十四山支所地域福祉グループ
☎5212111